

鳥取県告示第686号

平成20年鳥取県告示第261号（測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正する。

平成20年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>県が発注する鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）第2条第2号に規定する測量等業務（以下「測量等業務」という。）の指名競争入札を、当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行う場合には、<u>入札規則、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、鳥取県建設工事等電子入札執行要領（平成17年5月16日付第200500002083号鳥取県県土整備部長通知）、鳥取県建設工事等紙入札執行要領（平成11年7月9日付管第223号鳥取県土木部長通知）及び当該入札に係る調達公告（当該入札ごとに行う地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の公告をいう。以下同じ。）</u>によるほか、次に定めるところによる。</p> <p>平成19年鳥取県告示第783号（測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）は、平成20年4月10日限り廃止する。ただし、同日以前に調達公告を行った測量等業務で、その指名競争入札の執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なおその効力を有する。</p> <p>平成20年4月11日</p> <p>鳥取県知事 平 井 伸 治</p> <p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県知事から資格停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、応募書類（当該入札への参加を希望する者があらかじめ提出しなければならない書類として調達公告で定めるものをいう。以下同じ。）を提出する期間として調達公告で定める期間（以下「応募期間」という。）の末日から当該入札の開札の日（以下「開札日」という。）までの期間に含まれていないこと。</p> <p>(4) <u>鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第</u></p>	<p>県が発注する鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）第2条第2号に規定する測量等業務（以下「測量等業務」という。）の指名競争入札を、当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行う場合には、<u>当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）</u>によるほか、次に定めるところによる。</p> <p>平成19年鳥取県告示第783号（測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）は、平成20年4月10日限り廃止する。ただし、同日以前に調達公告を行った測量等業務で、その指名競争入札の執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なおその効力を有する。</p> <p>平成20年4月11日</p> <p>鳥取県知事 平 井 伸 治</p> <p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県知事から資格停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、応募書類（当該入札への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）が指名を受けるためにあらかじめ提出すべきものとして、調達公告に定める書類をいう。以下同じ。）を提出する期間として調達公告に定める期間（以下「応募期間」という。）の末日から当該入札の開札の日までの期間に含まれていないこと。</p>

200700062528号県土整備部長通知) 第3条に規定する適用対象業務においては、同要綱第2条第2号に規定する成果品重点確認価格(以下「成果品重点確認価格」という。)を下回る価格で落札された測量業務に係る成績評定(鳥取県測量等業務検査要綱(平成19年7月11日付第200700062336号県土整備部長通知) 第8条第2項に規定する成績評定をいう。)において、業務評定点(鳥取県県土整備部測量等業務成績評定要綱(平成15年3月26日付管第2839号県土整備部長通知) 第5条第3項に規定する総合評定点をいう。以下同じ。)が、測量業務又は補償コンサルタント業務にあつては77点未満、建設コンサルタント業務又は地質調査業務にあつては80点未満の場合には、当該測量等業務の属する発注業種(鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第5条に規定する発注業種をいう。以下同じ。)については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間が、応募期間の末日から開札日までの期間に含まれていないこと。

委託対象設計金額	期間
1,000万円未満	技術企画課が発注機関から検査結果に係る通知を受理した日(以下「通知受理日」という。)から起算して14日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号) 第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含む。)を経過した日以後1月を経過する日までの間
1,000万円以上 5,000万円未満	通知受理日から起算して14日(休日を含む。)を経過した日以後3月を経過する日までの間
5,000万円以上	通知受理日から起算して14日(休日を含む。)を経過した日以後3月を経過する日までの間

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(8) 共同企業体として入札に参加することを条件とする場合にあっては、その構成員が(1)から(7)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。

2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

(1) 略

(2) 応募書類は、応募期間内の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時30分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、その持参、郵便又は信書便による送達に代えて、当該応募書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、応募書類のすべてを持参するものとする。

なお、郵便又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、応募期間の末日の午後4時までまでに到着したものに限り受け付ける。

(3)及び(4) 略

3 略

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。ただし、調査基準価格（鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱（平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知）第2条第2号に規定する価格をいう。以下同じ。）を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、

(7) 共同企業体として入札に参加することを条件とする場合にあっては、その構成員が(1)から(6)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。

2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

(1) 略

(2) 応募書類は、応募期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時30分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、その持参、郵送又は信書便による送達に代えて、当該応募書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、応募書類のすべてを持参するものとする。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、応募期間の末日の午後4時までまでに到着したものに限り受け付ける。

(3)及び(4) 略

3 略

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。ただし、調査基準価格（鳥取県県土整備部測量等業務低価格調査要綱（平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知）第2条第2号に規定する価格をいう。以下同じ。）を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と本

又はその者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

- (2) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第3条に規定する適用対象業務においては、成果品重点確認価格を下回る価格での落札者（共同企業体として落札した場合にあっては当該共同企業体のいずれかの構成員）は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める管理技術者等及び照査技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者（以下「低価格配置技術者」という。）を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は他の低価格落札業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。）の低価格配置技術者と兼務することはできない。また、低価格配置技術者調書（様式第2号）（次の各号に掲げる条件を満たすものに限る。）をあらかじめ定められた期限（紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の午前12時）までに提出できない者は失格とし、1か月間の資格停止とする。

ア～ウ 略

略

なお、複数の業種からなる業務については、次により発注業種を定めるものとする。

ア及びイ 略

略

(3)及び(4) 略

5及び6 略

件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

- (2) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第200700062528号鳥取県県土整備部長通知）第3条に規定する適用対象業務においては、同要綱第2条第2号に規定する成果品重点確認価格（以下「成果品重点確認価格」という。）を下回る価格での落札者（共同企業体として落札した場合にあっては当該共同企業体のいずれかの構成員）は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める管理技術者等及び照査技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者（以下「低価格配置技術者」という。）を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は他の低価格落札業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。）の低価格配置技術者と兼務することはできない。また、低価格配置技術者調書（様式第2号）（次の各号に掲げる条件を満たすものに限る。）をあらかじめ定められた期限（紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の午前12時）までに提出できない者は失格とし、1か月間の資格停止とする。

ア～ウ 略

略

なお、複数の業種からなる業務については、次により発注業種を定めるものとする。

ア及びイ 略

略

(3)及び(4) 略

5及び6 略